

## 平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 3 - (2)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	閉鎖性水域における水環境の保全	担当部局	水・大気環境局
		評価者	水環境課長 紀村 英俊

### 施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ（第 3 部）			平成 17 年版環境白書における位置づけ（201 ページ以降）		
政策（章）	2 章	環境保全施策の体系	政策（章）	3 章	水環境、土壌環境、地盤環境の保全
施策（節）	1 節	3 水環境、土壌環境、地盤環境の保全	施策（節）	4 節	閉鎖性水域における水環境の保全
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

### 施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 >				
	湖沼、内湾等の閉鎖性水域において、汚濁負荷の発生状況、汚濁の蓄積状況等を総合的に把握し、負荷の低減に努めることにより水質の維持・改善を図るとともに、効果的な水環境保全対策を実施する。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	391.344	477.592	406.934	
	一般会計	391.344	477.592	406.934	
	特別会計	0	0	0	

### 施策の目標に対する総合的な評価

閉鎖性水域においては、水質総量規制や水質改善対策等の実施により汚濁負荷量が削減されるなど、一定の効果を収めているものの、COD(化学的酸素要求量)に係る環境基準の達成率は高い水準にあるとは言えず、その改善効果は十分ではない。

### 残された課題・新たな課題

閉鎖性水域の環境改善に向けたより効果的な施策の検討。

- ・湖沼については、平成 17 年度に流出水対策地区制度や湖辺環境保護地区制度の新設等を内容とする湖沼水質保全特別措置法(以下、「湖沼法」という。)の改正(平成 18 年 4 月 1 日施行)を行ったところであり、改正湖沼法の着実な施行を図る。また、引き続き汚濁メカニズムの更なる解明を図る。
- ・海域については、水質汚濁メカニズムに関する知見等が不足しているとともに、東京湾等環境改善が必要な水域では汚濁負荷の削減が不十分である。また、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律に基づき設立された評価委員会における審議を踏まえた調査研究の充実を図る。

### 今後の取組

湖沼については、改正湖沼法に基づく各指定湖沼の次期湖沼水質保全計画の策定が順次予定されており(平成 18 年度には 5 湖沼)、同計画による取組を促進するため、関係省庁と連携し、更なる湖沼水質保全のための調査・検討を含めた湖沼水質保全施策の推進を図る。

水質総量規制の指定水域においては、「第 6 次水質総量規制の在り方について」(平成 17 年 5 月中央環境審議会答申)を踏まえ、第 6 次総量規制の着実な実施に向けた取組を進めるとともに、その効果を把握していく。更に閉鎖性海域の総合的な水環境改善を展開するための中長期的なビジョンの検討、水質汚濁メカニズムに関する調査研究、指定水域の水環境に関する情報発信及び普及・啓発活動等を推進する。

瀬戸内海の水環境保全については、上記の取組のほか、瀬戸内海環境保全特別措置法第 3 条に基づく瀬戸内海環境保全基本計画に基づき、良好な環境保全と創出のための施策を推進すると共に、瀬戸内海の新たな環境保全のあり方について調査研究を進める。

有明海・八代海については、平成 18 年 2 月の中間取りまとめを含めた有明海・八代海総合調査評価委員会での審議状況を踏まえて、両海域の再生に資する総合的な調査研究を関係省庁と連携して実施する。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

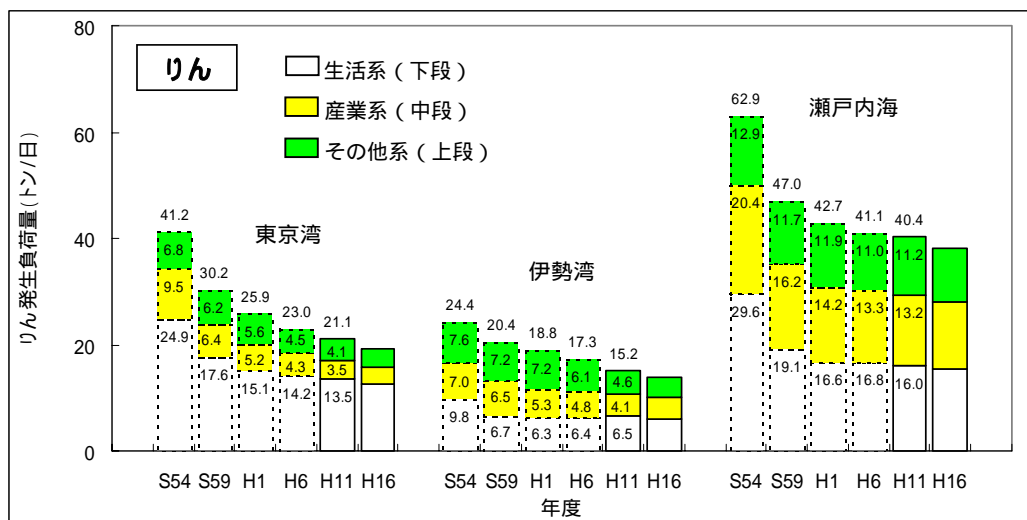
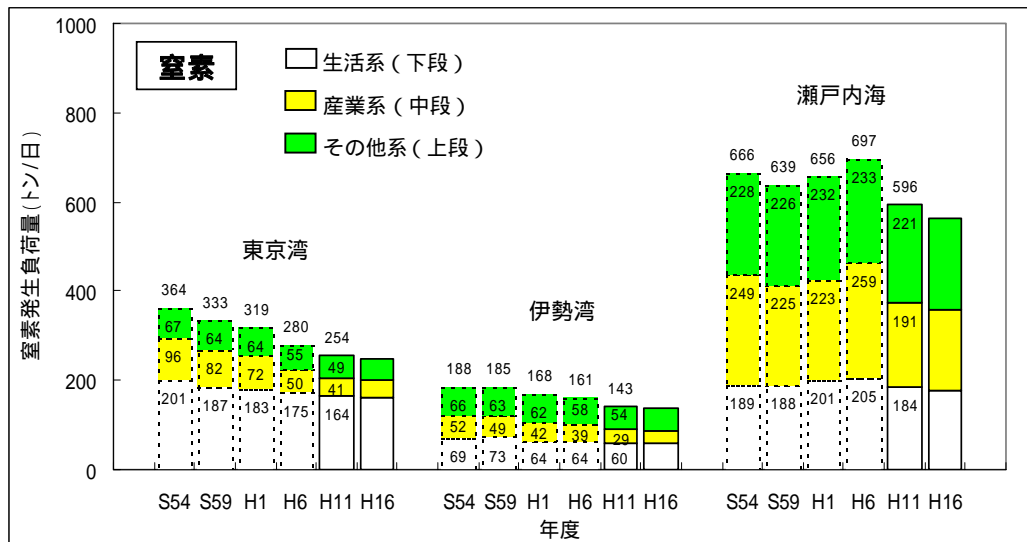
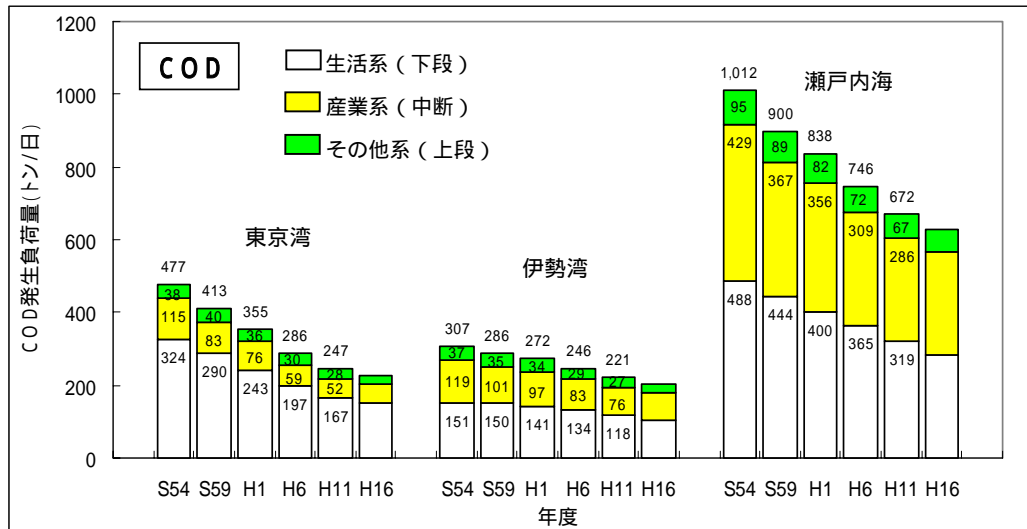
今後の施策の方向性	予算要求等への反映	- a
	機構・定員要求への反映	-

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	湖沼の水質保全対策を推進する。							
指標の名称	各湖沼水質保全計画に定める COD、全窒素及び全磷目標値							
指標年度・単位	単位	H14 年度	H15 年度	H16 年度	目標値	H17 年度		
指標	mg/リットル	(達成状況内のとおり)				(同左)		
目標を設定した根拠等	基準年	(下表参照)	基準年の値	(下表参照)				
	根拠等	湖沼水質保全特別措置法に基づく各指定湖沼の湖沼水質保全計画						
達成状況	各指定湖沼において、湖沼水質保全計画に基づき様々な対策を進めてきており、目標値を達成している項目もあるが、目標値の達成が依然厳しい状況にある湖沼も多い。							
	指標の現況値及び目標値							
			指 標 年 度			目標値(現行計画)		
			H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度		
	霞ヶ浦	西浦	COD	7.8	8.6	9.0	8.0	
			T-N	0.96	0.95	1.2	0.93	
			T-P	0.12	0.11	0.10	0.099	
		北浦	COD	8.7	8.5	9.3	8.3	
			T-N	0.86	0.88	1.5	0.82	
			T-P	0.095	0.099	0.13	0.099	
		常陸利根川	COD	8.4	7.7	8.0	7.8	
			T-N	0.97	0.84	0.92	0.82	
			T-P	0.087	0.083	0.088	0.072	
	印旛沼	COD	10	11	10	10		
		T-N	2.2	3.0	3.1	2.2		
		T-P	0.11	0.12	0.13	0.12		
	手賀沼	COD	10	9.8	10	13		
		T-N	2.8	2.9	2.9	2.7		
		T-P	0.20	0.17	0.18	0.20		
	琵琶湖	北湖	COD	3.1	2.8	2.7	2.8	
T-N			0.23	0.34	0.32	0.27		
T-P			0.008	0.008	0.007	-		
南湖		COD	4.7	4.0	4.2	3.5		
		T-N	0.30	0.39	0.38	0.35		
		T-P	0.017	0.015	0.017	0.015		
児島湖	COD	9.8	9.1	9.0	8.2			
	T-N	1.3	1.3	1.5	1.4			
	T-P	0.18	0.19	0.21	0.17			
諏訪湖	COD	7.1	6.0	6.2	H 18	4.8		
	T-N	0.73	0.89	1.0		0.75		
	T-P	0.047	0.044	0.055		0.050		
釜房ダム貯水池	COD	2.5	2.6	2.7	H 18	2.0		
	T-N	0.55	0.61	0.59		0.46		
	T-P	0.014	0.016	0.015		0.013		
中海	COD	5.6	5.2	7.3	H 20	4.6		
	T-N	0.46	0.43	0.50		0.50		
	T-P	0.041	0.043	0.049		0.048		
穴道湖	COD	5.2	5.1	5.4	H 20	4.5		
	T-N	0.54	0.43	0.54		0.44		
	T-P	0.47	0.044	0.047		0.043		
野尻湖	COD	1.9	1.7	1.9	H 20	1.5		
	T-P	0.006	0.004	0.006		0.005		
COD は 75%値、T-N、T-P は年平均値								

下位目標 2	閉鎖性海域の水環境保全対策を推進する。						
指標の名称	東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における汚濁負荷量(発生ベース)(COD、窒素、燐の順) 瀬戸内海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全燐の順) 有明海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全燐の順) 八代海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全燐の順) (参考)東京湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全燐の順) (参考)伊勢湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全燐の順) (参考)大阪湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全燐の順) (参考)瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全燐の順) (参考)瀬戸内海における赤潮の発生件数 (参考)有明海における赤潮の発生件数(数値は、各年の合計) (参考)八代海における赤潮の発生件数(数値は、各年の合計) (参考)瀬戸内海における埋立免許面積(各年の数値は、前年の11月2日～11月1日までの合計)						
指標年度・単位	単位	H15 年度 (H6 年度)	H16 年度 (H11 年度)	H17 年度 (H16 年度)		各年度 (H16 年度)	
指標	トン/日	1,278	1,140		目標値	1,061	
		1,138	993	集計中(H18.10)		950	
		81.4	76.7			71.3	
			70	67			100
			97	88	集計中(H18.10)		100
			98	95			100
			93	80			100
			100	80	集計中(H18.10)		100
			40	60			100
			86	71			100
			100	100	集計中(H18.10)		100
			100	100			100
		%	68	63			-
50			50	集計中(H18.10)		-	
83			83			-	
		50	50			-	
		86	57	集計中(H18.10)		-	
		57	57			-	
		67	67			-	
		100	100	集計中(H18.10)		-	
		100	67			-	
		70	67			-	
		96	88	集計中(H18.10)		-	
		98	97			-	
	件	106	118	集計中(H18 中)		-	
		35	38	集計中(H18 中)		-	
		15	14	集計中(H18 中)		-	
	ha	49.5	43.9			-	
				76.5		-	
						-	
目標を設定した根拠等	基準年	-	基準年の値	-			
	根拠等	水質汚濁防止法に基づく総量削減基本方針 、 環境基本法により、維持されることが望ましい基準として定められている。					
達成状況	第 5 次水質総量規制の着実な実施により、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海において、COD、窒素及び燐に係る汚濁負荷量の削減が図られ、平成 16 年度の負荷量の目標値は概ね達成されるもよう。(下図参照) 瀬戸内海においては、水質総量規制のほか、特定施設の設置許可制度及び埋立てについての配慮等により瀬戸内海の環境を保全した。 、 有明海及び八代海の海域の環境の保全を図った。						

図：指定地域における汚濁負荷量の推移



(備考) 点線の棒グラフは、関係都府県による推計値。

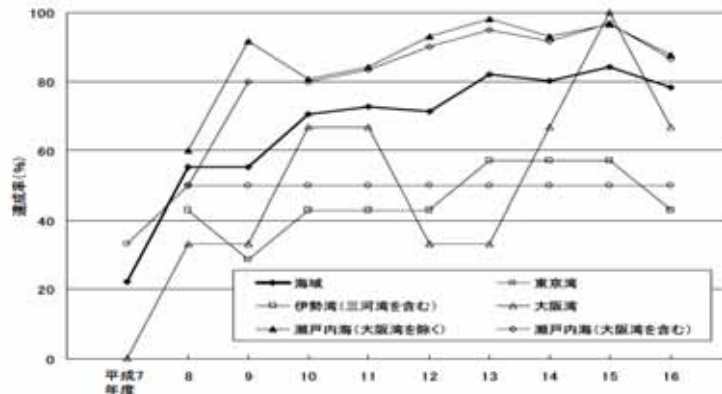
## 評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

### 【必要性】

指定湖沼については、湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼水質保全計画による各種取組等により汚濁負荷量は削減される傾向にあり、一部湖沼で水質の改善が見られるものの、多くの湖沼において水質環境基準が達成されておらず、湖沼水質保全施策を更に推進する必要がある。

東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海は、汚濁物質が滞留しやすく排水基準のみでは環境基準の達成が困難である広域的な閉鎖性海域であり、水質総量規制を実施しているが、大阪湾を除く瀬戸内海では、長期的に見ると窒素・リンの環境基準達成率が高い水準に改善された一方で、それ以外の海域は環境基準の達成率が十分とはいえず、海域環境保全施策を更に推進する必要がある。

有明海・八代海においては、赤潮の多発、漁獲量の低迷等が深刻な状況にあり、両海域の再生が急務となっている。



広域的な閉鎖性海域における全窒素及び全燐の環境基準達成率の推移

### 【有効性】

平成 17 年度は湖沼水質保全特別措置法を改正（平成 18 年 4 月 1 日施行）し、面源負荷削減のための流出水対策地区制度や植物の水質浄化機能を活用するための湖辺環境保護地区制度の新設等を行い、更なる総合的、効果的な対策の推進を図ることとした。

水質総量規制の結果、COD に係る汚濁負荷量が平成 11 年度では水質総量規制を開始した昭和 54 年度と比べて東京湾においてほぼ半減し、伊勢湾及び瀬戸内海についてもほぼ 6～7 割程度まで削減されている。また、第 5 次水質総量規制の実施により、COD、窒素及び燐に係る汚濁負荷量の削減対策が進められている。その結果、大阪湾を除く瀬戸内海については窒素・燐の環境基準の達成状況が改善傾向にあることから、「第 6 次水質総量規制の在り方について」（平成 17 年 5 月中央環境審議会答申）を踏まえ、現状の水質が悪化しないよう、必要な対策を講じていく。一方、東京湾、伊勢湾および大阪湾については、環境基準の達成率は高い水準にあるとは言えず、同答申を踏まえ、更なる汚濁負荷量の削減が必要である。

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律に基づき、環境省に設置された評価委員会において、両海域の再生にかかる評価がなされている。有明海・八代海の環境悪化、水産資源の減少については十分な説明がなされておらず、評価委員会では、今後取り組むべき課題を含めた議論がなされている。

### 【効率性】

指定湖沼における汚濁負荷の削減については、湖沼水質保全計画等に基づき、工場・事業場に対する負荷量規制に加え、各省連携の下、下水道、浄化槽等の整備事業や直接浄化事業等を組み合わせ、効率的に実施している。また、一定期間ごとに施策の実施状況を点検し、新たな湖沼水質保全計画を策定することにより、状況に応じた対策を効率的に実施する仕組みとなっている。施策の実施に当たっては、例えば調査を実施する際に関係自治体や学識経験者等との連携を密にするとともに民間機関のノウハウを生かした効率的な取組を推進している。

閉鎖性海域の汚濁負荷の削減については、工場・事業場に対する直接規制に加え、各省連携の下、下水道、浄化槽等の整備事業や、汚濁負荷削減指導等を組み合わせ、効率的に実施している。特に、生活排水処理施設においては、各省共同で作成した費用関数等を示し地域の実情に応じた効率的な整備を推進している。

閉鎖性海域における総量規制地域については、5 年ごとに施策の実施状況を点検し、新たな施策を立案することにより、現状に応じた対策を効率的に実施する仕組みとなっている。また、施策の実施に当たっては、例えば調査を実施する際に関係自治体や学識経験者等との連携を密にするとともに民間機関のノウハウを生かした効率的な取組を推進している。

有明海、八代海の再生を効率的に進めるため、有明海・八代海総合調査評価委員会の審議状況を踏まえつつ、両海域の環境悪化や水産資源の減少の原因・要因の把握に努め、より効果的な施策の展開を図ることとしている。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標 1～3 を統合・整理して今回新たに下位目標 2 とした。また、その他下位目標等の表現についても見直しを図った。  
 下位目標 2 の指標について、海域毎の特性を示すために、今回新たに から 及び 、 を参考指標として設定した。  
 昨年度下位目標 3 に設定していた参考指標「養殖業・海面漁業の漁獲量」については、他海域の指標と整合性を図る観点から今回削除した。

< 内閣としての重要施策等 >

関係府省：総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号） 湖沼水質保全特別措置法の指定施設から生じる汚水の処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置等 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号） 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号） 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成 14 年法律第 120 号） 税制優遇措置による事業者の取組の促進				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額（千円）	H17 当初	H18 当初	H19 反映
1	湖沼水質保全計画策定支援調査	11,530	11,825	×
	湖沼流入負荷削減対策推進費	31,597	29,962	
	いきづく湖沼ふれあいモデル事業	44,862	25,448	
	流出水対策推進モデル計画策定調査	-	36,400	
	湖辺植生維持管理手法確立調査	-	8,000	
	琵琶湖等湖沼水質保全対策高度化推進調査	-	-	新
2	総量削減状況解析等調査	29,760	34,672	
	広域総合水質調査	33,784	45,180	
	水質汚濁メカニズム検討調査	10,000	21,360	
	瀬戸内海における新たな環境保全・再生の在り方に関する調査	-	22,889	
	瀬戸内海環境保全普及活動推進費	28,074	39,050	
	有明海・八代海水環境調査	88,912	55,102	
	有明海・八代海再生方策検討調査	70,121	47,190	×
	貧酸素水塊発生機構解明調査	49,627	49,504	×
	閉鎖性海域環境情報システム整備費	9,484	8,000	×
	豊かな沿岸環境回復のための閉鎖性海域水環境保全中長期ビジョンの策定調査	-	-	新
	有明海・八代海再生重点課題対策調査	-	-	新
	有明海・八代海総合調査推進費	-	-	新
	東アジア諸国における水質総量規制制度支援事業	-	-	新
	窒素・りん暫定排水基準適用事業場調査	-	-	新

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
1 -	予定の終期どおり。	1 - へ移行する。
2 -	予定の終期どおり。	2 - へ移行する。
2 -	予定の終期どおり。	2 - へ移行する。
2 -	予定の終期どおり。	2 - へ移行する。

< 別紙 > 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 3 - (2) 閉鎖性水域における水環境の保全	下位目標 1
指標名	各湖沼水質保全計画に定める COD、全窒素及び全燐目標値	
指標の解説	各湖沼水質保全計画の最終年度における各指定湖沼の水質目標値	
評価に用いた 資料等	平成 14、15、16 年度公共用水域水質測定結果	



指標に影響を 及ぼす外部要因	気象、各指定湖沼の指定地域内の社会的・経済的な変化
-------------------	---------------------------

施策番号 及び施策名	- 3 - (2) 閉鎖性水域における水環境の保全	下位目標 2
指標名	東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における汚濁負荷量(発生ベース)(COD、窒素、燐の順) 瀬戸内海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全燐の順) 有明海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全燐の順) 八代海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全燐の順) (参考)東京湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全燐の順) (参考)伊勢湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全燐の順) (参考)大阪湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全燐の順) (参考)瀬戸内海(大阪湾を除く。)における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全燐の順) (参考)瀬戸内海における赤潮の発生件数 (参考)有明海における赤潮の発生件数 (参考)八代海における赤潮の発生件数 (参考)瀬戸内海における埋立免許面積	
指標の解説	水質総量規制の成果を把握するため、各種発生源による COD、窒素、燐の汚濁負荷量を指標としている。 ~ 毎年度、地方公共団体等が法に基づき公共用水域の水質常時監視を実施しており、これにより測定された、各海域毎の COD、全窒素、全燐の水質測定水域数に対する基準達成水域数の割合を指標としている。 瀬戸内海において赤潮は養殖漁業へ被害を与えると同時に、底質へ有機物を供給し溶存酸素量低下の要因となるため、赤潮発生件数を水環境の保全の指標としている。 有明海において、赤潮は養殖漁業へ被害を与えると同時に、底質へ有機物を供給し溶存酸素量低下の要因となるため、赤潮発生件数を水環境の保全の指標としている。 八代海において、赤潮は養殖漁業に被害を与えると同時に、底質へ有機物を供給し溶存酸素量低下の要因となるため、赤潮発生件数を水環境の保全の指標としている。 瀬戸内海において公有水面埋立法による免許および承認がなされた埋立面積。	
評価に用いた 資料等	発生負荷量管理等調査(環境省)及び関係都府県による推計結果。 ~ 公共用水域水質測定結果による。 瀬戸内海の赤潮(水産庁瀬戸内海漁業調整事務所)による。(数値は、各年の合計) 九州の赤潮(水産庁九州漁業調整事務所)による。(数値は、各年の合計) 環境省調べによる。(各年の数値は、前年の 11 月 2 日 ~ 11 月 1 日までの合計)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	指定地域内の社会的、経済的な変化 ~ 気候による影響 瀬戸内海沿岸府県の社会的、経済的な変化
-------------------	--